

「令和3(2021)年の如月」を 迎えて思うこと



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

「令和」という新元号が、「平成」という旧元号に代わって、すでに3年目を迎えようとしていますが、本誌読者の皆さま方に於かれましては、如何お過ごしでしょうか？

振り返ってみると、令和2年の3月でしたか、思い掛けなくも「新型コロナウイルス」(COVID-19)の感染がわが国でも顕在化して以降、国内での新規感染者数は、その後、波状的な増減変動を繰り返しており、また、これを受けて、各人各様に不断の行動に何かと規制を掛けて、その対応に当たっておられるのではないかと推察致しております。

このような非常に厳しい状況のなかで、筆者自身、改めて、この「令和」という新たな時代に想いを馳せ、「時の流れ」に真摯に向き合い、しかも更なる考察を深めることにより、有意な知見の導出とその活用を図ろう、と考えております。

そこで、この点についてとくに望まれることは、「前方志向」(Forward-oriented)の見方や考え方と「後方志向」(Backward-oriented)の見方や考え方の違いを峻別するとともに、その両者のバランスを図るように努めることが、その重要な対応の仕方ではないかと、かつて指摘したことが想起されます。何故なら、このうち、前者の見方にのみ偏り過ぎると、つねに新しがり屋の見方や行動に走りがちになるのに対して、後者の見方にのみ偏り過ぎると、その結果として、過去の経緯に捉われ過ぎて、新たな時代や歴史を創造していくという前向きな発想を見失いがちになるからであります。そこで、可及的努力を傾注して、その両者のバランスを図ることが、とくに重要ではないかと考えたわけであります。

もとより、このような〈物の見方や考え方〉については、その対象とすべき時代の状況や個別具体的内容に沿って、より詳細な吟味検証を図るべきものと考え、また、そのための検討対象としては、とくに「人や物の場所的移動」を意味する《交通》(Transport)に照準を定めて、その個別具体的内容について考察してきたわけであります。

もしもそうだとすれば、今日、我々が直面している「新型コロナウイルス」の感染拡大という極めて厳しい時代状況のなかで、例えば、「コロナ対応」として提唱された、いわゆる「3密」(すなわち、「密閉・密集・密接」)を避けることの有効範囲と限界がどこにあるのか？また、「不要不急の外出を控える」ことの意義とその評価を誰が試

みるのか？さらにまた、「Go toトラベル」などのキャンペーンを推奨することの有効範囲と限界がどこにあるのか、といったこと等についても、可能な限り冷静な分析とその評価を科学的に試みることに加えて、その帰結についても、互いに広くその認識を共有するとともに、その個別具体的内容を、可能な限り今後活かしていくことが強く求められているといえます。これはまた、これまでのいわゆる『緊急事態宣言』の発令に伴うその効果に加えて、その対象地域や関連地域におけるその改廃の意義と効果や役割等についても、十分な吟味と検証が、強く求められていると思われまます。

もとより、かかる個別具体的提言や各種所見の内容等については、須らくその前提とされている何らかの《見方や考え方》に基づいて導出されていることに、くれぐれも留意することが肝要となります。しかもまた、その前提とされているその《見方や考え方》については、殆どといってよいほど明らかにされていない状況にあるだけに、自問自答して、その解明に努めることが強く望まれます。

例えば、その個別具体的事例として、「Go toトラベル」などのキャンペーンに着目して、これを推奨するにより、その便益を強く受ける経済主体は、一体誰なのであろうか？それは、一般の旅行者(すなわち、地域住民)なのか？それとも運輸事業者(すなわち、輸送関連業者)なのか？さらにもっと広く関連する(需要と供給に関わる)多様な経済主体なのであろうか？

このようなことを考えると、たとえ、どのような〈提言〉活動であったとしても、それによって受ける経済的な影響は、極めて広範多岐に及ぶことになり、したがって、論理整合的な科学的分析が、強く求められることになるわけです。

そこで、とくに強く望まれることは、非常に複雑化している現実の経済的な諸活動の実態を、可能な限り論理整合的に把握し、理解するための方途として考案された科学的な知見としての「経済学」(Economics)を正しく理解した上で、その応用として提唱された「投入産出分析※」(Input-Output Analysis)の理解とその経験的な適用による有意な知見の導出であるといえるでしょう。

※一定期間内における一国のそれぞれの産業部門が生産した財・サービスが各産業部門と最終需要部門とにどのように配分されたかを統計数値によって分析したものを

令和3年度税制改正

中小企業・小規模事業者関係のポイント

令和3年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）では、DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設、中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設、地域未来投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長が行われます。

なお、詳しい情報は、経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/index.html

でご確認ください。

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設 （所得税・法人税・法人住民税・事業税）

新設

- ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した**企業変革（デジタルトランスフォーメーション）**を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。
- このため、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、**DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%/3%）又は特別償却30%**を措置する。

コロナ禍において経営改革に取り組む企業向け「繰越欠損金の控除上限」の特例 （法人税・法人住民税・事業税）

新設

- コロナ禍の厳しい経営環境の中で、**赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築等に取り組んでいくことが必要**。こうした**経営改革に果敢に挑む企業**に対し、**繰越欠損金の控除上限（現行50%※）の引き上げ措置**を講ずる。
※中小企業は現行でも100%まで控除可能。本制度は中堅・大企業向けの制度
- 具体的には、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。事業再構築等に向けた**投資内容を含む事業計画を事業所管大臣が認定**。認定を受けた企業について、**コロナ禍に生じた欠損金を対象に、最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる**。

企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とするM&Aの円滑化 （所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

延長

- 会社法改正で創設された**株式交付制度**を用い、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを行う際の**対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる（株の売却時に課税）**。
- 実効的な制度とするため、**事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）**とともに、**恒久的な制度として創設する**。

中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 （所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

新設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を創設する**。

中小企業設備投資税制の延長等 （所得税・法人税・事業税・法人住民税）

延長

- 「**中小企業経営強化税制**」について、適用期限を**2年間延長**する。また、**本税制の利便性を向上**させるため、適用の前提となる**計画認定手続を柔軟化**する（例、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化）。
- 「**中小企業投資促進税制**」に「**商業・サービス業・農林水産業活性化税制**」も**取り込む形**で（不動産業、商店街振興組合等を移管）制度を一本化した上で、**適用期限を2年間延長**する。

地域未来投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの地域経済の回復を図るためにも、引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援が必要。このため、適用期限を2年間延長する。
- より投資効果の高い事業創出を促すため課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域の経済活動が停止するリスクを回避するため地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援。

中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）

拡充・延長

- 近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（所得税・法人税・法人住民税）

延長

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を2年間延長する。

中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長（所得税・法人税・法人住民税）

拡充・延長

- 従来の控除上限上乗せ措置を延長するとともに、コロナの影響により売上が2%減少しながらも研究開発を拡大する場合には、更に5%の控除上限を上乗せ。
- 控除率の上乗せについては、増減試験研究費割合が8%超の場合から9.4%超の場合に見直すとともに傾きを大きくすることで、積極的な研究開発を促進。

所得拡大促進税制の見直し・延長（所得税・法人税・法人住民税）

見直し・延長

- 経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要。他方、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要。
- このため、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、適用期限を2年間延長する。

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税・都市計画税）【国土交通省主管】

延長等

- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。

納税環境のデジタル化：検討事項、押印義務の見直し

制度整備

- 令和3年度与党税制改正大綱においては、帳簿等の税務関係書類の電子化について、検討事項とされた。
- また、税務署長等に提出する税務関係書類については、原則として、押印義務を廃止する。

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

延長

- 信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、適用期限を2年間延長する。

中央会だより 1

Zoom研修体験セミナーを開催

2月3日、香川県産業頭脳化センター(高松市)において、新型コロナウイルス感染症の影響により利用機会が増加しているWeb研修及び会議について学ぶことを目的に研修会を開催し、約20名の出席がありました。

講師の特定非営利活動法人ITCかがわITコーディネーター・中庭正人氏から、「Zoom(オンライン)研修体験セミナー～オンライン会議出席から開催まで～」をテーマに、Web研修及び会議におけるツールの種類や特性についての解説、運営方式によるメリット、リモート開催時における重点管理ポイントなどについて説明があった後、Zoomを用いた会議開催や出席プロセスの体験がありました。

出席者は、これからの時代に必須となりつつある講義内容ということもあって熱心に受講されており、「実際に体験することで理解が深まった。」との感想がありました。



▲中庭講師



▲研修会の様子

中央会だより 2

決算実務対策研修会を開催

2月19日、本会研修室(高松市)において、決算期における実務対策を学ぶことを目的に組合事務局代表者等研修会を開催し、組合役職員約20名が出席しました。

講師に税理士の古川修氏をお迎えし、「組合決算実務」をテーマに、財務諸表の作成に必要なルール、税務申告、組合法上独自の決算関係書類、損金の処理などについて、実務面を中心に具体的な事例を交えながら説明いただきました。

出席した組合事務局の方々には、今後、通常総会開催に向けた決算実務を行う時期に入ることもあり、熱心に受講されていました。



▲古川講師



▲研修会の様子

協議会だより

香川県外国人材入国時待機費用支援補助金が実現

本誌2月号(3頁)で紹介しました、外国人材の入国時滞在費補助に関する要望について、香川県での予算化が実現しました。詳細について下記に掲載します。

また、来年度についても予算化が決まっておりますので、詳細が決まりましたらお知らせいたします。

〈事業目的〉

県内の事業所において雇用される外国人材が入国する際の、入国時待機に要する経費のうち、事業者が負担する宿泊費用について補助することにより、事業者の円滑かつ適正な外国人材の受入れを支援します。

補助対象者

県内の事業所において外国人材を雇用する法人又は個人

対象となる外国人材の要件

【入国時待機】

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人材に対して求められる対応のうち、検疫所長が指定する場所で14日間待機することを指します。

(1) **在留資格**が下記のいずれかに該当すること。

技能実習 特定技能 技術・人文知識・国際業務 高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究 企業内転勤 介護技能 特定活動(要綱別表に定める活動に従事する者に限る)

(2) **令和2年7月29日以降に入国し、申請日において入国日から起算して3か月を経過していること。**

(3) 申請日において、**県内の事業所**で就労していること。

補助対象経費

雇用契約を締結した外国人材の**入国時待機に係る宿泊費用**(監理団体や登録支援機関等に支払った宿泊費用相当額を含む)

※消費税等は補助対象経費に含みません。

補助金額

補助率:**3分の1**以内

補助額:外国人材**1名1泊あたり2千円(上限)**、宿泊日数**15泊(上限)**

1 補助対象者あたり**30万円(上限)**

申請方法

郵送又は持参(令和3年3月19日(金)17時必着)

※郵送の場合は、簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

※**交付額が予算額に達し次第受付を終了**します。また、期限内に提出いただいても、不足書類等の不備があれば、支払いが難しくなる可能性があります。**極力早期のご提出をお願いします。**

●申請書等の入手方法

申請書の様式及び交付要綱は、香川県商工労働部労働政策課のHPに掲載しています。

ダウンロードしてご利用ください。

香川県外国人材入国時待機費用支援補助金

検索










香川県商工労働部労働政策課
(香川県庁東館6階)

所在地:〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
電話番号: 087-832-3368





大都市圏を中心に緊急事態宣言が再発出され、県内においても生産活動や消費活動に影響を受けている

2021年1月
























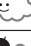















Industry Information

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言後の販売について小麦粉の販売量(業務用)は落ち込んでいる。また、麺類の土産用も大きく落ち込み、およそ80%減になっている。家庭用の乾麺(半生麺を含む。)は、スーパー等の販売店が在庫積み増しを行ったため、出荷量は伸びている。(製粉製麺) ●出荷量ベースでは組合全体として前年同月対比87.6%(12月分)である。再度、休業日を増やす企業も出てきている。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は昨対105.1%となり、1月~10月の累計は101.0%となった。11月まではGoToトラベルにより外食需要も高まっていたが、1月からの緊急事態宣言による時短営業や外出自粛の影響は大きく、売上や収益、工場稼働率などが悪化している。新型コロナウイルスの一日も早い終息を祈りたい。(冷凍食品) ●組合員の令和3年1月単月の醤油出荷量は前年同月比で1割程度減少の状況にあるものと推測される。コロナ禍で飲食店などの時短営業や休業による業務用醤油の消費量が減少していることなどが要因であると考えられる。政府の緊急事態宣言が早期に解除され、経済活動が復帰できるよう祈りたい。(醤油)
	繊維工業 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症は、製造・販売に依然として大きな影響を及ぼしている。12月中旬からの寒さで、ようやく店頭での販売が好転の兆しが見え始めたが、1月に入り消費の大部分を占める大都市圏の緊急事態宣言後、一気に販売が急落した。また、一部組合員企業で製造するマスクも現在、市場に大量に出ている状況であり、業績の回復にはほど遠い。1日でも早く新型コロナウイルス感染症の終息を願うばかりである。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界は全般的に巣ごもり需要もあってやや好調。だが、製販共に二極化が進んでおり、先行きが不透明である。ニューノーマルの生活様式における開発力・提案力が必須課題である。(家具) ●例年1月の業況は悪いが、コロナ禍で輸入量が前年より減っており、特に米材が深刻な状況となっている。米松・米桐製品を取り扱う組合員が多いため、外材製品(米材)の在庫不足と米松については1月から値上げとなり、他の外材製品も値上げの可能性があるため先行きが不安である。(製材) ●例年と変わらず、1月は操業日数も少なく、需要も低水準で推移している。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令された1月は特に売上の落ち込みがひどく、近年最悪の状況であった。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度の価格改定の推進とコロナ禍による仕事量の変化が懸念材料としてある。(生コン) ●都市部への営業自粛から昨年同様、受注減となり始めた。今年一年は本当に厳しい一年になりそうである。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業用ロボットや射出成形機の一部業界向けは繁忙だが、他は極めて低調である。(鋳物) ●雇用調整助成金特例期間終了後も制度活用せざるを得ない組合員も多い中、年度末に向けて駆け込み納期に追われ始める時期でもあり、対コロナと併せ健康経営を意識する所存である。(鍍金) ●建築鉄骨の県内状況は、地場ゼネコン・工務店も年度末にかけて仕事量が減少することから工事量・見積もり物件とも少なく、今後の見通しは不透明である。また、受注競争も激化する中、鋼材費の高騰・現場経費の高止まりもあり、単価維持に努めねばならず、厳しくなる状況下にある。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●造船業界では受注高が大幅に減少しているため、生き残りをかけて対策を講じているが、先が見えない状況である。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市部の緊急事態宣言発出の影響により人の動きが減少し、栗林公園等観光地のアンテナショップの売上は落ち込んだ。(漆器) ●1月中に防衛省の布団製造をほぼ終え、売上は前年と変わらない組合員もいるが、当社は前月末から売上が低下したまま、今月は前年同月を下回った。ネット販売の方も売上が低下している。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●量販店は好調だが、業務用関連は緊急事態宣言以降、取引内容が悪くなった。(青果物) ●卸売価格上昇分2円の小売価格への転嫁ができていない。2030年のガソリン自動車販売ゼロの発表により先行きを不安視する組合員が多く、今後が心配である。(石油) ●今月は目立った動きはない。緊急事態宣言が発表され、我々小売業にも少なからず影響が出ている。新しい生活様式とともに感染拡大には細心の注意を払いながら引き続き気持ちを緩めることなく、感染防止対策を行い、営業活動に努めている。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市圏を中心に政府が2度目の緊急事態宣言を発出したことで、年明けから週を追うごとに通行量が落ちており、1月末には前年の7掛けにまで下がっている。これまであまり危機意識のなかった若者層の夜間通行量も大きく落ち込んでいる。概ね売上にダメージが出ているものの、貴金属や高級雑貨は昨年末以降、外食や旅行を控えた分が経済的余裕となっている比較的裕福な層の旺盛な消費に支えられ、堅調であり、売上全体の底上げが図られている。(高松市) ●東京、大阪等に緊急事態宣言が再び発令されてからバッテリー人通りがなくなり、夜は特にひどい。来店数も激減しており、町内の飲食店も2店休業した。月末に高松市より飲食業営業継続応援金が支給され、手続きも簡単で本当に助かった。(高松市) ●新型コロナウイルスの終息が見えず、厳しい状況が続いている。飲食店には補助も多いが小規模小売店には補助がほとんどない。(坂出市)

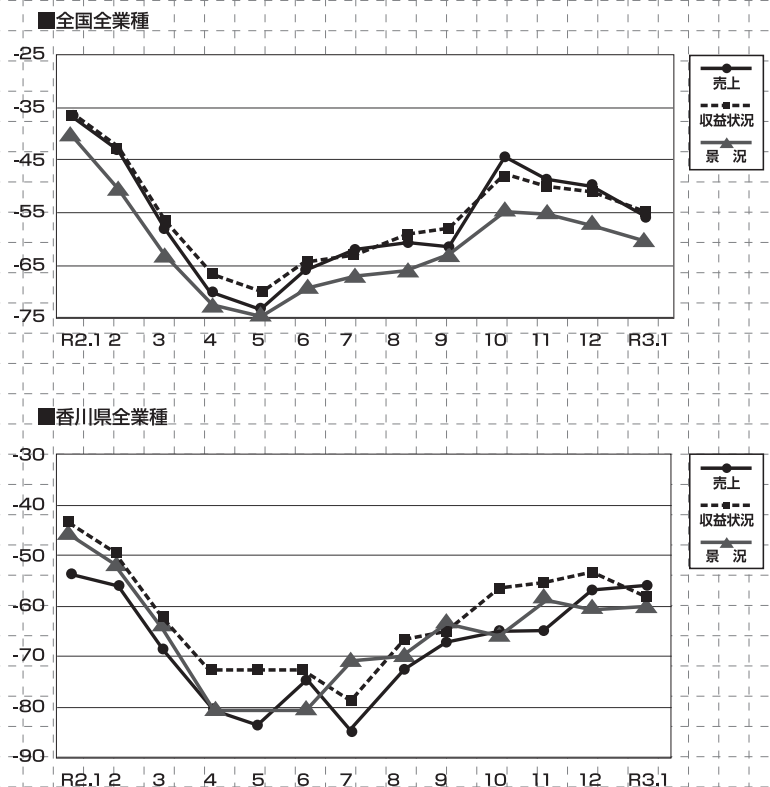
1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-56.3ポイントで前月調査の-58.3ポイントから2.0ポイント改善した。しかし、収益DI値は-58.3ポイントで前月調査の-54.2ポイントから4.1ポイント悪化し、景況DI値は-60.4ポイントで前月調査と同値となった。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種GoToキャンペーン事業の中断や利用自粛に加え、大都市圏を中心に緊急事態宣言が再発出され、県内においても生産活動や消費活動に影響を受けているとの報告がみられる。

非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街の中心顧客である高齢者が、新型コロナウイルスの感染を恐れて街へ出てこない現象が定着してしまった。街のコミュニティ施設もよく訪れる常連さんが顔を見せず、来館者が激減している。店主たちも具体的な落ち込み数字は口にしないが、おそらく悲惨な状況だと思われる。自店でもこれほど業況の悪い1月は記憶になく、「数字にならない状態」だと言える。(丸亀市) ●人出、車の通行量ともに少ない。一部の郊外ショッピングモールやコンビニエンスストアにしか人や車の滞留は見られない。当店のような衣料・買い回り品を扱う店の毎年恒例、在庫処分バーゲンも不発で思惑との差が大きすぎる。顧客の足が遠のいたまま戻らないのでは大変不安だ。小規模小売業への支援、救済政策が必要である。継続できない。(観音寺市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●年度末に向け、多少であるが売上は増加しているが、新型コロナウイルスの影響もあり、対前年度比は落ち込んでいる。新型コロナウイルスの感染拡大でさらに先行きが不安である。(ディスプレイ) ●1月以降、国の緊急事態宣言の発令やGoToトラベル事業の全国一律一時停止などによる影響が出て、大幅な落ち込みが見られる。また、日帰りの会議や宴会については、依然として鈍い動きである。(旅館) ●年間を通して正月や結婚式参列での着物着付、ヘアセットが減る中、晴れ姿の需要が多くある成人式が感染拡大防止対策の下、無事に開催され、組合員をはじめ貸衣装屋等皆、安堵した。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言が発出される中、国会が開催され令和2年度第3次補正予算が成立した。県や市が発注する公共工事は、中小建設業者が受注の柱としている事業が多い。人材確保・育成、資機材の調達等に見通しを持って計画的に行うことができれば課題は多いが、新型コロナウイルス感染症による景気下振れ対策、国土強靱化対策等様々な点において対処できるという。(総合建設) ●業績に大きな変化はないが、徐々に悪化傾向にある。(板金工事)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1月の営業収入は対前年比52.6%と大幅な減少となっている。(タクシー) ●令和2年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、△0.2%減となり、対前月比では7.9%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は、0.7%増となった。(トラック) ●国土交通省が1月(令和2年12月31日時点まとめ)に発表した「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査(貨物自動車運送業)」によると運送収入(前年同月比)について20%以上減少した事業者が11月は全体の11%であったが、12月は12%となった。品目別の運送収入については、製造業の生産活動の停滞等の影響で、鉄鋼厚板その他金属材料、完成自動車等の荷動きが引き続き低調傾向である。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
	非製造業	卸売業		
小売業				
商店街				
サービス業				
建設業				
運輸業				
その他				

DI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

[利子補給制度について]

- ①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

[特別利子補給制度について]

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫
高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	4,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		4,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	2億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		2億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2)一部の対象者については、基準利率—0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

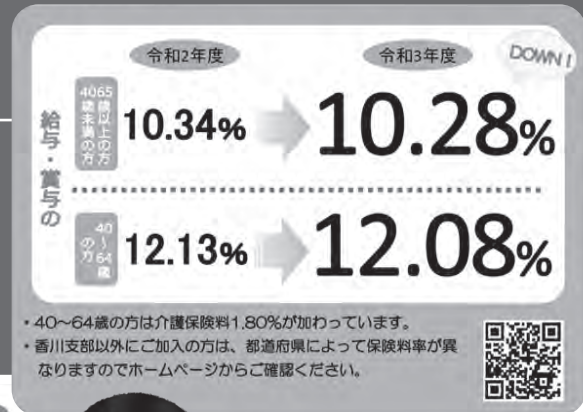
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽ香川支部にご加入の皆様へ

協会けんぽの令和2年度の保険料率は
令和3年3月分(4月納付分)から
変更となります



・40～64歳の方は介護保険料1.80%が加わっています。
・香川支部以外にご加入の方は、都道府県によって保険料率が異なりますのでホームページからご確認ください。



あなたの保険料が下がるかも知れない
インセンティブ制度を知っていますか？

- 指標① 健診の実施率アップ
健診を受けて自身の体の状態を把握しましょう！
- 指標② 保健指導の実施率アップ
健診結果で改善が必要と判定されたら保健指導を受けましょう！
- 指標③ 保健指導対象者の減少
対象者にならないよう健康な生活を心がけましょう！
- 指標④ 要治療者の医療機関受診推進
健診結果で治療が必要と判断されたら、病院を受診しましょう！
- 指標⑤ ジェネリックの使用割合増加
ジェネリック医薬品を活用して上手に医療費を節約しましょう！



23位以内はインセンティブが付与され保険料率が軽減されます



香川支部は23位

5つの指標に対する取組結果でインセンティブを付与し、都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。



今こそ**健康経営**に取り組んで会社も健康に！
企業で健康宣言を行うことにより、社員の健康を促進するとともに企業のイメージアップが図られ、ひいては人材確保につながります。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

TEL.087-811-0570(代表)

<受付時間>平日8:30～17:15

〒760-8564高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	推し、燃ゆ	宇佐見りん	河出書房新社/1,540円
2	スマホ脳	アンデシュ・ハンセン:著 久山葉子:訳	新潮社/1,078円
3	本当の自由を手に入れる お金の大学	両@リベ大学長	朝日新聞出版/1,540円
4	心淋し川	西條奈加	集英社/1,760円
5	星ひとみの天星術	星ひとみ	幻冬舎/1,320円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 **香川事務所**
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

